

後援会規約

第1条 (名称・目的)

本後援会（以下「本会」という。）は、「“チームパターモンスター” 渡邊康プロ後援会」と称し、渡邊康選手のプロゴルファーとしての一切の活動を支援、応援することを目的とする。

第2条 (事務所)

本会の主たる事務所は株式会社ワイヤードパッケージに置く。

第3条 (事業内容)

本会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 渡邊康選手の出場する大会における応援・支援
- 2 渡邊康選手の広報・宣伝活動
- 3 渡邊康選手の祝勝会、激励会等の企画・運営
- 4 渡邊康選手との懇親会、交流会等の企画・運営
- 5 本会のホームページの作成・運営
- 6 渡邊康選手に関するグッズの提供、販売
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要な一切の活動

第4条 (会員)

本会の会員は第1条の目的に賛同する個人または法人のみとし、本会または渡邊康選手の名誉や品位を損なう恐れがあると本会が認めたものは会員資格を有しない。

第5条 (入会方法)

本会の会員になることを希望する者は、本会所定の手続により加入の申込みをし、役員による承認を得ることにより入会できる。

第6条 (会員の義務)

本会の会員は、この規約を遵守し、本会の目的達成のために必要な協力を惜しんではない。

第7条 (入会費)

- 1 第5条により入会を認められた者は、入会承認後10日以内に入会費を支払わなければならない。
- 2 入会費は、1口1万円とし、最低でも1口以上の入会費を支払わなければならない。
- 3 会員は、支払った入会費の口数に応じて、別紙のと通りの得点を得られるものとする。

第8条 (年会費)

- 1 会員は、毎年、所定の期日までに年会費を支払わなければならない。

- 2 年会費は1口2千円とし、会員は、前条にて納めた入会費の口数と同じ口数の年会費を支払うものとする。
- 3 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとし、年会費の対象期間もこれと同じものとする。

第9条（役員等）

- 1 本会には、次の役員を置く。
 - ② 会長 1名
 - ② 副会長 3名以内
- 2 役員の権原及び職務は次のとおりとする。
 - ① 会長 本会を代表し、本会の活動の全体を統括する。
 - ② 副会長 会長を補佐し、本会の実務活動を担う。
- 3 役員の任期は、定めないこととする。
- 4 役員は、無償にてその職務を行う。

第10条（役員会）

- 1 本会の運営、事業計画、会計、役員を選任、規約改定、会員の除名その他本会に関する一切の意思決定は、役員会の決議にて行う。
- 2 役員会は、会長と副会長により構成する。
- 3 役員会の決議は、役員の過半数をもって行うこととし、可否同数のときは会長の決するところによる。

第11条（会計）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 入会費、年会費その他本会が得た収入は、全て株式会社ワイヤードパッケージ名義の預金口座にて管理することとし、株式会社ワイヤードパッケージは善良な管理者としての注意をもって、これを管理する
- 3 本会が得た収入は、本会の目的を達成するために必要な限りで、以下の順に従い支出するものとする。
 - ① ホームページの作成・管理費、
 - ② 会員間の通信費
 - ③ 役員活動費
 - ④ 会員活動費
 - ⑤ 遠征費
 - ⑥ ツアー費

- ⑦ ゴルフギア費
- ⑧ ゴルフプレイ費
- ⑨ トレーニング費
- ⑩ その他必要な費用

第12条（退会・除名）

- 1 会員は、本会の事務所に書面にて退会の意思を通知することにより、いつでも退会することができる。
- 2 会員が死亡した場合、当該会員は当然に退会する。
- 3 役員会は、次の各号のいずれかに該当する会員について、これを除名することができる。ただし、除名する場合、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。
 - ① 入会費または年会費の支払いを怠ったとき
 - ② 本会または渡邊康選手の名誉または品位を損なう言動を行ったとき
 - ③ 本規約に違反し、その程度が著しいとき
 - ④ その他、当該会員を退会させなければ本会の目的達成に支障が生じると認められるとき
- 4 退会、除名いずれの場合でも、会員が支払った入会費または年会費は返還されないものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員及び本会に入会を申し込む者（以下「会員等」という。）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団密接関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 本会は、会員等が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく除名することができ、これにより当該会員等に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - ② 会員等の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 会員等が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④ 会員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ 会員等または会員等の役員もしくは会員等の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行

為に及んだとき

- 3 会員等が、前項各号のいずれか一つに該当し、本会に損害を与えた場合、本会は、当該会員等に対し、除名の有無に関わらず、損害の賠償を求めることができる。

第14条（未規定事項等）

本規約に定めなき事項は、役員会で決定する。